

**争議・運動つぶしの弾圧を打ち破ろう！民事弾圧の拡大－民事執行法改悪を許さないぞ！**

# 5.14 院内集会

2019年5月14日(火)11:00～13:30 参議院会館 101号室

## ◆双竜（サンヨン）自動車争議当該ら韓国の労働者が来日！

現在韓国では、闘う労働者に対して熾烈な弾圧がかけられている。双竜自動車争議では、ストライキを武力でつぶした警察が「装備を破損させた」などとして組合に億単位の「損害賠償」を不当に請求。そのため、昨年9月の「被解雇者全員の復職」労使合意以後、すでに復職した労働者の給料等に「仮差押え」がなされるなど、争議解決を阻む足かせとなっている。集会では、この双竜自動車を含む韓国における民事弾圧とそれに抗する闘いの実態について報告を受ける。



報告①キム・ドクチュンさん（金属労組双竜自動車支部・支部長）

「双竜自動車における損害賠償・仮差し押さえの実態とそれに対する闘いの現状」

報告②ユン・ジソンさん（市民団体「ソンチャッコ（手を取り合って）」幹事）

「韓国における損害賠償・仮差し押さえの実態とそれに対する闘いの現状」

## ◆民事執行法改悪を許さないぞ！日韓労働者の連帯を強化して民事弾圧をはね返すぞ！

日本でも、民事弾圧は激しさを増している。旭ダイヤ闘争に対しては、仮処分・間接強制に加え、2億円にもおよぶ不当な「損害賠償」請求訴訟がかけられた。学研ふじせ闘争に対しては、「損害賠償」や「間接強制決定違反」などで、1000万円以上の不当な請求が繰り返され、自宅差押え・金銭取り立てにまで踏み込む攻撃がかけられている。大道測量闘争に対しても、自宅闘争に対する不当な「損害賠償」請求訴訟で、自宅差押え・金銭取り立て攻撃がかけられた。このように司法が弾圧に大きく加担している現状にあって、「債権」をより回収しやすくするための「民事執行法改正」が、今国会で成立させられようとしている。「債務者財産の開示」制度では、銀行や役所などの第三者による預金・給料情報等の開示や、開示を拒否した債務者に懲役刑を科すことまで盛り込まれている。こんな法案が通れば、弾圧がエスカレートすることは明らかなだ。日韓労働者の連帯を強化し、資本・権力による弾圧をはね返そう！

◆当日は、争団連統一行動として朝から以下の行動に取り組みます。

- ①ふじせ闘争・学研本社前闘争 8:00～10:00（五反田駅西口出て右手ホテルマイステイズ脇路地を進み4分）
- ②院内集会 11:00～13:30（上記）
- ③裁判所抗議行動 14:30～16:00（東京地裁・高裁前、地下鉄「霞ヶ関」A1出口すぐ）
- ④日韓労働者交流集会 18:00～中野産業振興センター（中野駅南口出て左手線路沿いファミマ手前右折）

◆主催：争議団連絡会議 間接強制・損害賠償攻撃に反対する署名運動

千代田区神田猿楽町1-2-3-301 TEL03(5577)6705

協賛：日韓民衆連帯委員会